

## 「役員報酬の増額と役員退職給与の関係」

### 1. 退職給与の計算を考えての増額

社長などが数年後に退職予定の場合、「役員退職給与の基本的な計算方法が『最終報酬月額×在任年数×功績倍率』だから、今から役員報酬を増額しておきたい」、「いくらまでの増額ならば税務上の問題がないか？」というご質問を頂くことがあります。

過大役員報酬の数値基準はありませんが、①職務内容、②法人の収益状況、③従業員給与の支給状況、④同程度の規模の同業他社の役員報酬の状況などにより判断することになっています。

ちなみに、大分地裁(平成 20 年 12 月 1 日判決)では、「役員報酬の月額: 200 万円」に対して、「国税と裁判所が認定した適正な役員報酬の月額: 130 万円」となっており、この程度の乖離でも「過大額」と判断されているのです。

### 2. 社長の職務内容からの主張

国税不服審判所の裁判(平成 29 年 4 月 25 日)をみてみましょう。この事例では社長の役員報酬(5 期分)が問題になりました。国税は各期における同業他社の「最高額」を超える部分を否認し、国税不服審判所で争われましたが、次のとおり判断されて納税者の主張は認められませんでした。

○ 社長の職務内容は事業内容に沿うものであり、中古自動車の卸売業を営む法人の代表取締役として一般的に想定される範囲内のものである。

○ 社長の職務内容は特別に高額な役員報酬を支給すべきものとは評価できない。

- 法人の収益はおおむね一定である。
- 従業員の給料もおおむね一定である。
- 同業他社の役員報酬と比べても高額である。
- 問題になっている社長の役員報酬の推移は平成

22 年 7 月期を「1」とすると、「平成 23 年 7 月期: 約 2.3 倍」、「平成 24 年 7 月期: 約 3.3 倍」、「平成 25 年 7 月期: 約 3.9 倍」、「平成 26 年 7 月期: 4 倍」、「平成 27 年 7 月期: 約 4.3 倍」と高い伸び率となっている。以上の理由により、各事業年度における同業他社の「最高額」を超える部分は損金不算入となったのでした。ちなみに、納税者は「代表者の職務の内容は、法人の事業全般にわたるものであるから、高額でも問題ない」と主張しましたが、国税不服審判所は「職務の内容が法人の事業全般にわたることは一般的なこと」と判断し、この主張は認められませんでした。

### 3. 役員報酬の増額をどう考えるのか？

役員報酬の適正額は先述の①～④などで判断される訳ですが、中小企業の場合は同族役員の役員報酬のみを突出して上げることもある訳です。ただし、会社の業績がいい状況においても③の従業員の給与も同様に上げていくことは難しいでしょう。そういう意味では最低でも②の「法人の収益状況」を根拠に説明したいところです。もちろん、収益が上らなければ、役員報酬を増額できない訳ではありません。現状の収益から判断すると、本来の適正な役員報酬は 200 万円なのに、100 万円しか支給していないこともあるからです。このような場合は法人の収益が一定の推移でも、増額することは認められます。

### 4. 役員報酬の増額と最終報酬月額

裁判等で認められるかは別にして、退職前の数年間で増額した金額を最終報酬月額にすることには確実に否認リスクがあります。これが否認されれば、「過大役員報酬」と「過大役員退職給与」というダブルでの否認がされますので、納税額も多額になる可能性があります。ご注意ください。

## 2025 年 4 月～お仕事備忘録～

### 住民税の改定対応

4 月 1 日は特別徴収を行う住民税の改定月です。一部の方には引き続き定額減税が実施されます。早めに税額通知書を確認し、給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。

### 自動車税の納付

4 月 1 日現在、自動車(軽自動車を除く乗用車やトラックなど)を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5 月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

### 夏季賞与と決定までの準備

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

## セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！

たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！

幹部と一緒に作る！！

### 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！

◎専門家がマンツーマンで丁寧に教えます！

◎何でも質問 OK です！

日程 2025 年 05 月 23 日(金)

時間 10 時～17 時(受付 9 時 45 分～)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円(税抜)【定員 5 名様】

\*おひとり様追加毎に+5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム:

<https://forms.gle/Rsh3F42DQWE6cP89>



## 事務所紹介

# HAPPY BIRTHDAY

\*4 月 1 日(火)

4 月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



## プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : [soumu@ideasoken.jp](mailto:soumu@ideasoken.jp)